

令和3年度「災害対応研修会」

速やかな災害対応等に向けた 鹿児島市の取組み

令和3年4月13日

鹿児島市 建設局

1. 本市の災害について
2. 品確法等を踏まえた本市の取組
3. 大規模災害時における支援協力について
4. 大規模災害に伴う災害復旧事業における随意
契約の取扱いについて
5. これからの取組について

1. 本市の災害について

過去の災害

≪ 8・6豪雨災害(H5.8.6) ≫

- ☐ 市公共施設被害 ⇒ 約 7 2 億円
 - (市 道) 道路路肩欠壊・崩土等 ⇒ 3 4 9 件
 - (橋りょう) 流出等 ⇒ 1 4 橋
 - (公 園) 法面滑落等 ⇒ 7 公園、土砂堆積 ⇒ 1 7 公園
 - (河川水路) 護岸決壊等 ⇒ 4 2 箇所、水路埋塞等 ⇒ 1 4 7 箇所
 - (市営住宅) 床上浸水・土砂流出 ⇒ 4 住宅

- ☐ 犠牲者
 - 死者・行方不明者 (4 7 名)、負傷者 (4 4 名)

- ☐ 浸水被害
 - 甲突川 (浸水面積 4 2 4 ha、浸水戸数 1 1, 5 8 6 戸)
 - 稻荷川 (浸水面積 2 4 ha、浸水戸数 7 9 3 戸)
 - 新 川 (浸水面積 5 3 ha、浸水戸数 5 9 0 戸)

- ☐ 家屋被害
 - 全壊家屋 4 2 6 棟、半壊家屋 2 1 3 棟
- ☐ がけ崩れ
 - 6 9 8 箇所

7月の降水量は、鹿児島气象台観測史上最大の
1, 0 5 4 mmを記録

《台風13号災害(H5.9.3)》

- 市公共施設被害 ⇒ 約14億円
 - (市道) 道路路肩欠壊・崩土等 ⇒ 226件
 - (港湾) 護岸損壊等 ⇒ 10港
 - (公園) 倒木等 ⇒ 約1700本、公園施設破損 ⇒ 60箇所
 - (河川水路) 護岸決壊等 ⇒ 12箇所、河川埋塞等 ⇒ 8河川
 - 水路埋塞等 ⇒ 15箇所
 - (市営住宅) バルコニー破損・自転車置場損壊等 ⇒ 372件
 - (街路樹) 倒木等 ⇒ 約450本

8・6豪雨災害＋台風13号災害＝約86億円規模の被害

近年の災害

令和元年度（元年6月末からの大雨による災害）

令和元年6月末からの大雨に伴い、平成5年以来の「避難指示（緊急）」を市内全域に発令。

<気象の状況>

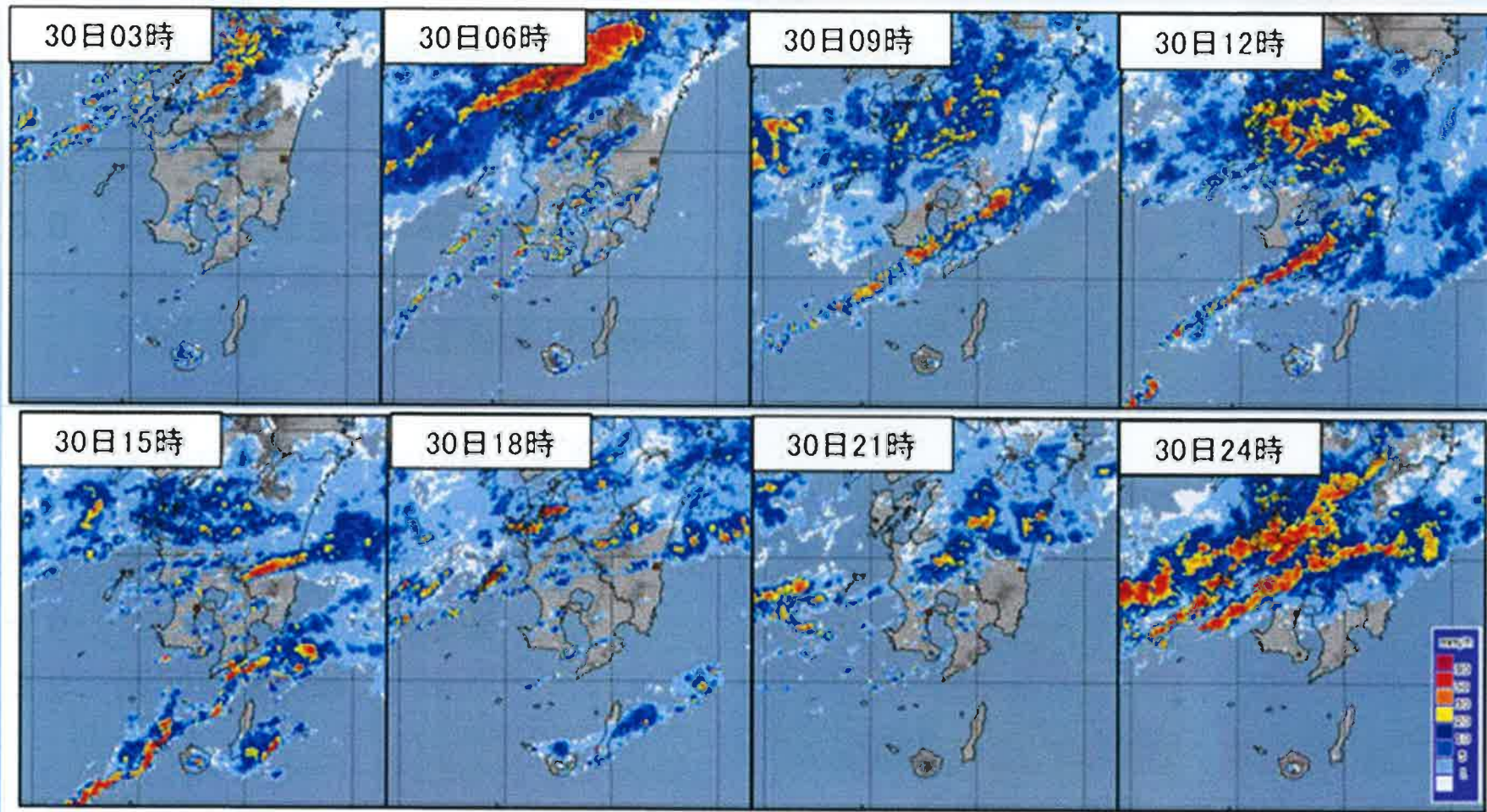
6月28日から29日にかけて梅雨前線が九州北部付近に停滞し、鹿児島県には南から暖かく湿った空気が流入し続けた。

その後、梅雨前線は、6月30日朝から7月1日にかけて九州南部までゆっくり南下、2日は九州南部付近に停滞。

梅雨前線は3日は一旦九州北部付近まで北上したが、夜にかけて再び九州南部付近へ南下し4日にかけて停滞。

この間、前線に向かって南から暖かく非常に湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発化したため、鹿児島県で大雨となった。

6月30日（日）3:02 大雨警報（土砂災害）発表



7月1日（月）

- 01:36 洪水警報発表
01:45 土砂災害警戒情報発表
02:30 第1回災害警戒本部会議
02:40 避難勧告発令

吉田・郡山・吉野・伊敷・中央・
松元地域

避難準備・高齢者等避難開始命令

桜島・谷山地域

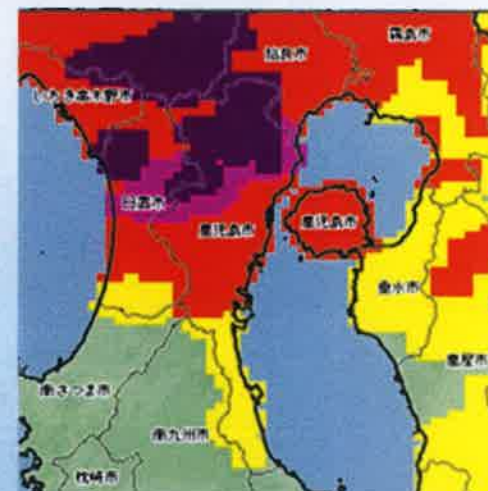
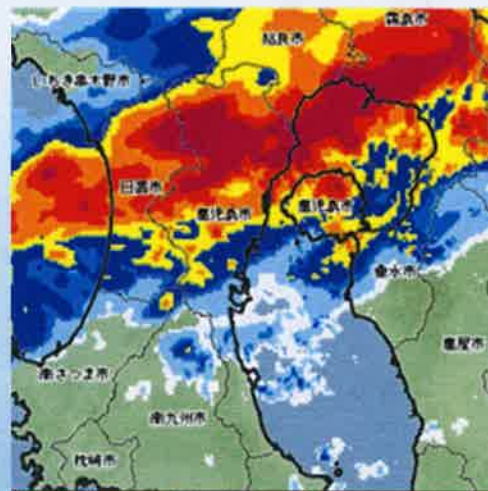
- 06:30 第2回災害警戒本部会議
06:50 避難勧告発令

桜島・谷山地域

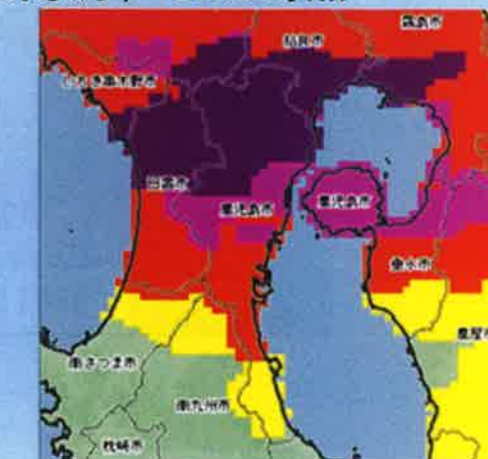
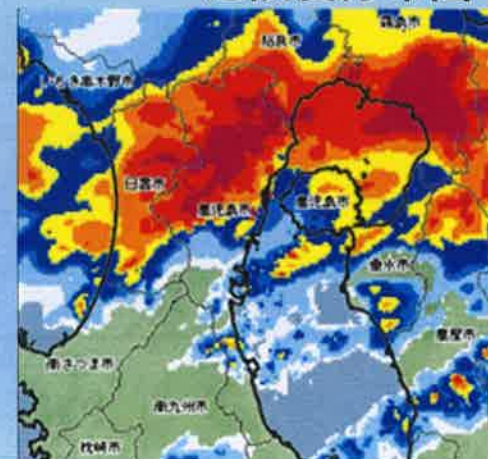
避難準備・高齢者避難開始発令

喜入地域

危険度分布図（気象庁）2:40時点



危険度分布図（気象庁）6:50時点



07:20 本城町で崖崩れ発生

女性1人救急搬送

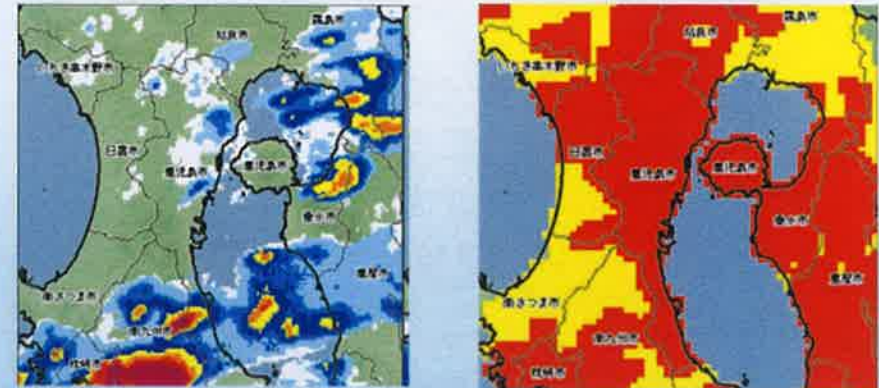
20:56 洪水警報解除



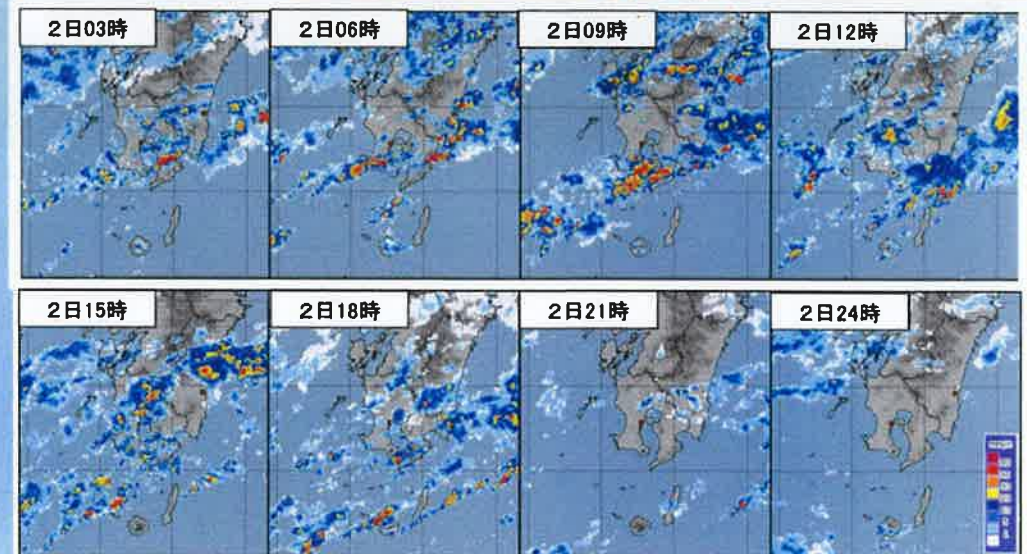
7月2日（火）

- 08:15 第3回災害警戒本部会議
- 08:30 避難勧告発令
喜入地域
- 14:00 5日頃にかけての大雨説明会
鹿児島気象台
- 15:00 第4回災害警戒本部会議
今後の対応等協議（鹿児島大学教授の視察を踏まえた助言）
- 16:30 第5回災害警戒本部会議
- 18:05 市内全域へ土砂災害注意喚起
桜島・谷山地域
避難準備・高齢者避難開始発令
喜入地域

危険度分布図（気象庁）8:30時点



気象庁レーダー 3時間毎



7月3日（水）

05：05 鹿児島気象台情報

6日にかけて記録的大雨が続くおそれ

3日6時から4日6時までの予想降水量350ミリ

08：45 第6回災害警戒本部会議

09：15 第1回災害対策本部会議

以下のことから、**避難指示（緊急）**発令を決定

- ・ 死者が1名でた。
- ・ 専門家によると **8・6水害以来の危機的な状況**で、同時多発的に表層崩壊が起こる可能性が高い等の助言。
- ・ 気象台は、3日から4日にかけて猛烈な雨等の恐れとの情報。
- ・ 本市はシラス台地であり、崖地や中小河川が多く雨に弱い。

09:35 避難指示（緊急）発令（市内全域）

市長緊急記者発表（避難呼びかけ）

11:55 洪水警報発表

13:50 市民への注意喚起

和田川溢水に伴う注意喚起

14:53 県知事から陸上自衛隊に災害派遣要請

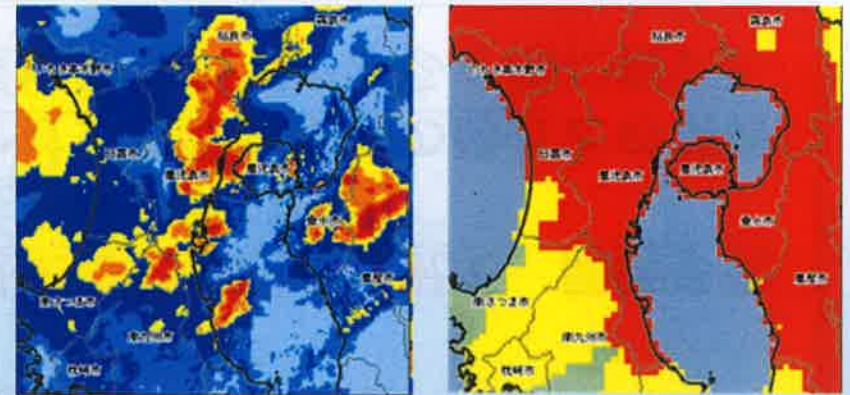
16:00 第2回災害対策本部会議

被害状況報告・今後の対応

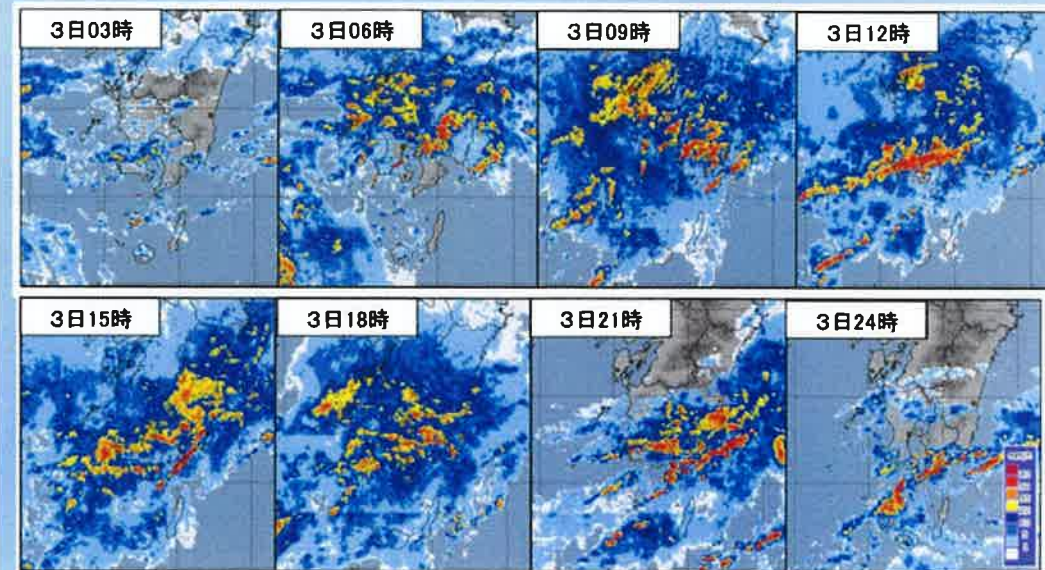
19:20 市民への注意喚起

新川、稲荷川の氾濫の危険

危険度分布図（気象庁） 19:30時点



気象庁レーダー 3時間毎



7月4日（木）

- 05:00 洪水警報解除
- 09:15 第3回災害対策本部会議
今後の対応等
- 17:00 土砂災害警戒情報解除
- 17:30 第4回災害対策本部会議
- 17:45 避難指示（緊急）解除
磯・竜ヶ水を除く市内全域
- 19:30 県知事が陸上自衛隊へ撤収要請
- 20:25 大雨警報解除

7月5日（金）

- 10:50 第5回災害対策本部会議
- 11:00 避難指示（緊急）解除（磯・竜ヶ地区）
災害対策本部体制廃止

被害

☐ 人的被害

死者1人、軽傷1人

☐ 住家被害

全壊2棟、一部損壊23棟など

☐ 非住家被害

全壊10棟、半壊3棟

☐ 被害総額（約10億円以上）

・ 専決額 4億円

道路崩土等 174件

河川護岸崩壊 2件

公園法面崩落危険性 1件

農道崩土、水路閉塞等 5件

・ 今後の必要額 6億円以上

道路、河川、公園、農道、水路等

令和2年度（建設局対応の災害）

- ◇ 5月豪雨災害 ⇒ 約2千5百万円
- ◇ 梅雨豪雨災害 ⇒ 約5億1千万円
- ◇ 台風10号災害 ⇒ 約7千5百万円

※これらの災害により、道路被災196箇所、河川被災22箇所、急傾斜地の崩壊などが発生。

※令和2年7月豪雨に伴う応急復旧工事や調査、設計、測量等業務の優先的かつ円滑な実施について国から県及び市町村へ要請がなされた。

（参 考）近年の建設局における災害復旧費等の推移

年 度	公共土木施設災害復旧費等（当初・補正予算）
	委託料、工事請負費、公有財産購入費等
平成28年度	約1億7千万円
平成29年度	約1億6千万円
平成30年度	約2億6千万円
令和元年度	約7億5千万円
令和2年度	約4億1千万円

令和元年度・令和2年度と毎年度、災害による被害が発生。

今後の防災・減災への取組が重要。

2. 品確法等を踏まえた本市の取組

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者（技士補）を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者（下請）：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

施工時期等の平準化に向けた取組

No. 1

国の通知等	対 策		建設局等の対応状況
施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について	計画的な発注の推進	① 早期発注	【鹿児島市公共事業等施行推進本部会議による取組】 全庁的に早期発注を目的とした上半期執行目標率を設定。
		② ゼロ債務負担行為の活用	【単独費による取組】 平成8年から毎年12月補正予算に側溝整備等の維持管理等に係る工事費を債務負担行為を設定している。 【社総金による取組】 平成29年12月補正予算から、社総金によるゼロ債務負担行為を工事及び業務委託に設定。
	適切な工期の設定	③ 週休2日等の不稼働日を考慮した適切な工期	【週休2日等不稼働日を考慮した工期】 平成30年1月15日の歩掛改定に伴う週休2日等の工事不稼働日を考慮した「標準工期」を活用。
		④ 週休2日工事	【週休2日試行工事の開始（H30.4.1開始）】 平成30年4月1日から週休2日試行工事を開始し、達成した工事は共通仮設費及び現場管理費を増額補正。 【週休2日試行工事の改正（R元.7.15以降適用）】 増額補正する工事を「4週8休以上」から「4週6休以上」に拡大。各補正率の見直しに加え、労務費及び機械経費も対象とした。

施工時期等の平準化に向けた取組

No. 2

国の通知等	対 策	建設局等の対応状況
施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について	余裕期間制度の積極的な活用	⑤ 余裕期間制度
	工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	⑥ やむを得ない事由による繰越制度の活用
平準化の促進に向けた取組	(さ)債務負担行為の活用	⑦ 債務負担行為の活用。社総金によるゼロ債活用。
	(し)柔軟な工期の設定	⑧ 余裕期間制度の積極的活用。
	(す)速やかな繰越手続	⑨ やむを得ない事由が発生した段階での速やかな繰越手続き。
		【余裕期間設定工事試行実施要領策定（R元年度）】 令和元年度実施要領を策定。2年4月1日から運用開始。
		【速やかな繰越制度の活用（H30年9月補正予算～）】 平成30年度9月補正予算から、週休2日等の適正な工期が年度内に確保できない工事に速やかな繰越制度を活用。
		②と同じ
		⑤と同じ
		⑥と同じ

施工時期等の平準化に向けた取組

No. 3

国の通知等	対 策	建設局等の対応状況
平準化の促進に向けた取組	(せ)積算の前倒し	【積算の前倒し】 工事発注前年度に業務委託を完了し、年度当初に工事の積算を実施。 【ゼロ債等の活用】 ゼロ債務負担行為による業務委託を発注し、速やかな工事発注に繋げる。
	(そ)早期執行のための目標設定	⑩ 発注前年度のうちの設計積算の完了による速やかな発注手続きの開始。 ⑪ 執行率等の設定 ⑫ 発注見通しの公表 ①と同じ 【工事発注見通しの公表】平成13年度開始 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「鹿児島市建設工事等発注見通しの公表要領」に基づき、鹿児島市が発注する工事等の発注見通しを公表。
	適切な予定価格の設定	⑬ 最新の積算基準適用及び基準対象外での見積り活用 ⑭ 単価の更新頻度 【最新の積算基準】 最新積算基準により積算。 【単価更新】 最新公共設計単価及び設計時点の最新価格刊行物で積算。
全国統一指標の取り組みにおける九州ブロックの目標		

施工時期等の平準化に向けた取組

No. 4

国の通知等	対 策	建設局等の対応状況
全国統一指標の取り組みにおける九州ブロックの目標	適切な設計変更	【設計変更ガイドライン】 ・鹿児島市設計変更ガイドライン 土木工事：H24.3策定 ・鹿児島市設計変更ガイドライン 建築等工事：R2.3策定 ・鹿児島市土木設計業務等変更ガイドライン：H31.3策定 ・工事一時中止に係るガイドライン 土木工事：H30.3策定
		【設計変更実施】 設計変更ガイドラインに基づく適切な手続きの徹底を周知。
	施工時期等の平準化	【平準化率（建設局予算の全ての発注工事を対象）】 建設局予算で平成30年度は、金額・件数共に指標dへ改善。
	電子納品等の取り組み	【電子納品】 平成29年度から全ての工事及び業務委託を対象（H26～28年度は試行的に一部工事等を対象に実施）に電子納品を実施。 ・鹿児島市電子納品ガイドライン（土木編）：H26.2策定
品確法第22条に基づく運用（案）地方自治体における工事事務関連	生産性向上	【ICT等の積極的な活用】 令和2年度からICT施工工事に関する技術職員研修を開始。
	余裕期間制度	⑤と同じ
	施工時期の平準化	⑫と同じ
	中長期的な発注の見通し公表	

国の通知等	対 策	建設局等の対応状況
品確法第22条に基づく運用（案）地方自治体における工事事務関連	労働環境改善	【熱中症対策】 平成31年4月1日以降の発注工事を対象に、熱中症に資する現場管理費の増額補正を実施。 ・建設局発注土木工事における熱中症対策に資する現場管理の補正の試行：R元. 6. 20通知 【快適トイレ】 建設現場における男女共に働きやすい環境推進を目的に「快適トイレ」を設置した工事で通常トイレとの差額を発注者が負担。 ・建設現場における「快適トイレ」設置の試行：R元. 12. 24通知
	履行状況の確認等	【ウィークリースタンス等】 令和2年度にウィークリースタンスによる適切な対応周知。
	災害時の対応	【災害復旧における入札契約の選定】 大規模災害時における支援協力に基づく随意契約の取扱いを局内通知。 【大規模災害時における支援協力に関する協定書】 大規模災害時における迅速かつ円滑な被害状況調査を目的に、令和2年6月に鹿児島県測量設計業協会、鹿児島県地質調査業協会と災害協定締結。

3. 大規模災害時における支援協力について

災害支援協力に関する協定締結について（概要）

◇協定の締結主体

鹿児島市・協会（鹿児島県測量設計業協会、鹿児島県地質調査業協会） 令和2年6月5日協定締結

◇協定の目的

市域内における大規模な風水害、火山災害及び地震等の災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、本市が管理する道路、河川など公共土木施設等における被災状況の速やかな調査について、本市から県測量設計業協会・県地質調査業協会を通じて会員業者の協力を要請することにより、迅速かつ的確な対応を図るもの。

◇支援協力

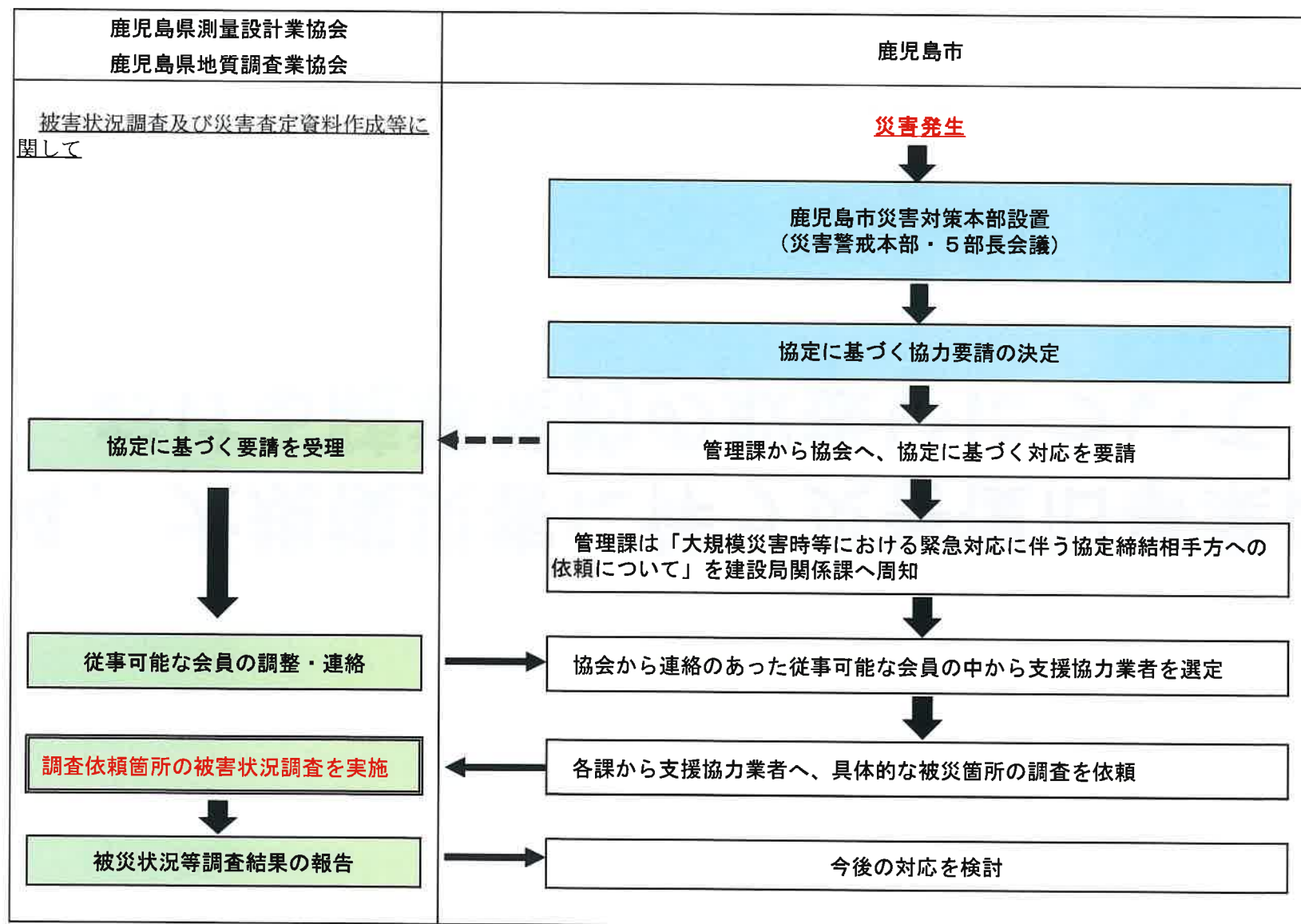
- ・ 公共土木施設等の被災情報の収集及び報告
- ・ 費用を伴わない範囲での技術的助言
- ・ その他必要と認める支援協力

◇協定の効果

大規模災害が発生した場合、市職員での被災状況調査に必要な体制確保が困難となり、被害実態把握に多くの時間を要することで速やかな応急復旧や本復旧に支障が生じることが想定される。

これに対応するため、調査機材や労力等の状況を一元的に把握する県測量設計業協会・県地質調査業協会へ協力要請を行うことで迅速かつ的確な対応を図るもの。

※大規模災害時における協定に基づく対応フロー図



4. 大規模災害に伴う災害復旧事業における随意契約の取扱いについて

災害復旧事業における随意契約の取扱い（建設局）

◇概要

- ・災害等が発生した場合の「随意契約」の取扱いについて、令和元年6月14日の品確法の改正・施行を踏まえ、建設局における考え方を令和2年6月10日に通知。
- ・災害復旧事業については、被害の最小化や至急の原状復旧の必要性が挙げられることから、**地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急）を適用した「随意契約」の選択も可能**。
- ・ただし、「随意契約」は競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、その適用は、契約事務の公平性、透明性の確保、経済的合理性など客観的・総合的に判断する必要があることから、事務処理に時間が足りないなどの理由による安易な適用はできない。

◇随意契約の対象となる工事等

（通常の災害の場合）

- ・応急対策業務（道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設など）や、緊急度が極めて高い（孤立集落の解消など）本復旧工事。

（大規模な災害の場合）※災害協定に基づく協力要請が必要な状況

- ・「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づく応急対策業務。
- ・「大規模災害時における支援協力に関する協定書」に基づき被害状況調査を実施した箇所における**測量等業務委託者との随意契約締結**。（必要に応じて随意契約理由書を作成）

「随意契約」について

地方自治法施行令

(随意契約) 第百六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 略
- 三～四 略
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 以下略

鹿児島市契約規則

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の限度額等)

第19条 令第167条の2第1項第1号の規定により、規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもののほか工事の請負以外のもの 50万円

「随意契約」の考え方

★ 地方公共団体の契約では、「一般競争入札」が原則。

★ 「指名競争入札」「随意契約」は、例外。

地方自治法第234条では「売買。賃借。請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とされ、
「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによりることができる。」となっています。

つまり、一般競争入札が原則で、指名競争入札や随意契約は例外であるということになります。



随意契約による場合は、契約相手方がその相手でなければ実施できない等の理由が明確に示せなければいけないこととなっています。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	

※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事

本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事、または、再度災害を防止する工事

表 3-3 台風 12 号・15 号（紀伊半島大水害）の復旧事例

適用時期	工事内容	入札契約方式			発注 件数
	特徴等	競争参加者の 設定方法	契約相手の 選定方法	標準的な 手続日数 (公告～契約)	
発災～2か月 H23.9～23.11	緊急対策 〈河道閉塞箇所〉 (進入ルート確保、仮排水路の施工等) ・決壊や氾濫のおそれが特に高い箇所で、 規模も大きく、緊急に対策を要する工事 において実施	随意契約	※災害協定締結会社で あり、かつ直轄工事で の実績がある者を選定 ※県内業者(協力会社)と の連携が適切 ※現地付近で土木工事を 実施中の者	即時着工 ※協議が整い次第 速やかに着手	7
4～6か月 H24.1～24.3	緊急対策 (深層崩壊箇所、土石流災害箇所) (堰堤の施工、排土工等) ・次の出水期までに復旧できるように発注	指名競争	※工事規模は分任官で 一般土木C等級業者 を指名	約1.5か月 ※一般競争に比べて 手続き期間が短い ※指名通知から入札 までの期間を10日 から5日に短縮	10
23か月～ H25.8～	本復旧 (堰堤工等) ・次の出水期前に完了させる必要がある 工事を除き、一般競争に移行 ・工事が切れ目なく継続できることに留意 して契約 ・山岳地であり参加者が少ない	一般競争	総合評価落札方式 ※通常の一般競争を実施	約3か月 ※公告～契約まで3か月 かかっているのは、一 般土木ランクCで二 封筒方式を採用して いるため	約110

注：適用時期は、次の通り。随意契約：最速着工（協議完了）日～最遅着工（協議完了）日、指名競争：運用に関する地整内通知適用日～最遅契約日、一般競争：運用に関する地整内通知適用日～

注：発注件数は、H23年度以降の近畿地方整備局発注工事のうち震災復興関係工事が対象

◇随意契約の相手方の選定及び手続きについて (通常の災害の場合)

- ・ 応急対策業務については、事業課が2者以上から見積書を徴取し、1者と随意契約を締結。
- ・ 緊急度が極めて高く（孤立集落の解消など）本復旧が必要な工事については、事業課が1者を選定して随意契約理由書を作成し、1者と随意契約を締結。

(大規模な災害の場合) ※災害協定に基づく協力要請が必要な状況

- ・ 災害協定に基づく応急対策業務や測量等業務については、従事可能な被害状況調査を実施した者と随意契約を締結。（必要に応じて随意契約理由書を作成）

◇災害発生に伴う対応フロー

- ・ 別紙1及び2参照

災害発生に伴う建設局における対応フロー図

別紙 1

・「大規模災害」

大規模な風水害、火山災害及び震災等の災害

・「大規模災害時における協定書に基づく
応急対策業務（支援）の協力要請」

第2条 甲（鹿児島市）は、次の各号に定めるいずれかの場合に、応急対策業務を実施（支援協力を要請）する必要があると認めるときには、乙（協定締結者）に対し文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

- (1) 大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、鹿児島市災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が乙の会員の協力が必要であると認めた場合

災害発生

担当課による情報収集

情報集約（管理課庶務係）

大規模災害時（鹿児島市災害対策本部）の協定に基づく協力要請が必要か

YES

※大規模災害時における協定に基づく対応フロー図【別紙2】

NO

大規模災害が発生する恐れ（災害警戒本部、5部長会議）がある場合の協定に基づく協力要請が必要か

YES

NO

応急対応業務（崩土除去・応急復旧）が必要か

YES

単価契約工事で対応は可能か

YES

単価契約工事による対応

NO

応急対策業務で対応可能か

YES

随意契約による対応
（167条の2第1項第1号）

※2者以上の見積り

NO

随意契約による対応
（167条の2第1項第5号）

※2者以上の見積り

応急対策業務完了

YES

孤立集落の解消など緊急度が極めて高い工事（本復旧）が必要か

NO

補正又は次年度以降予算等による本復旧等の検討など

随意契約による対応（本工事）
（167条の2第1項第5号）

※随意契約理由書（1者選定）を各課で作成し発注（契約課通し）

緊急工事完了

・地方地自法施行令（抜粋）
（随意契約）

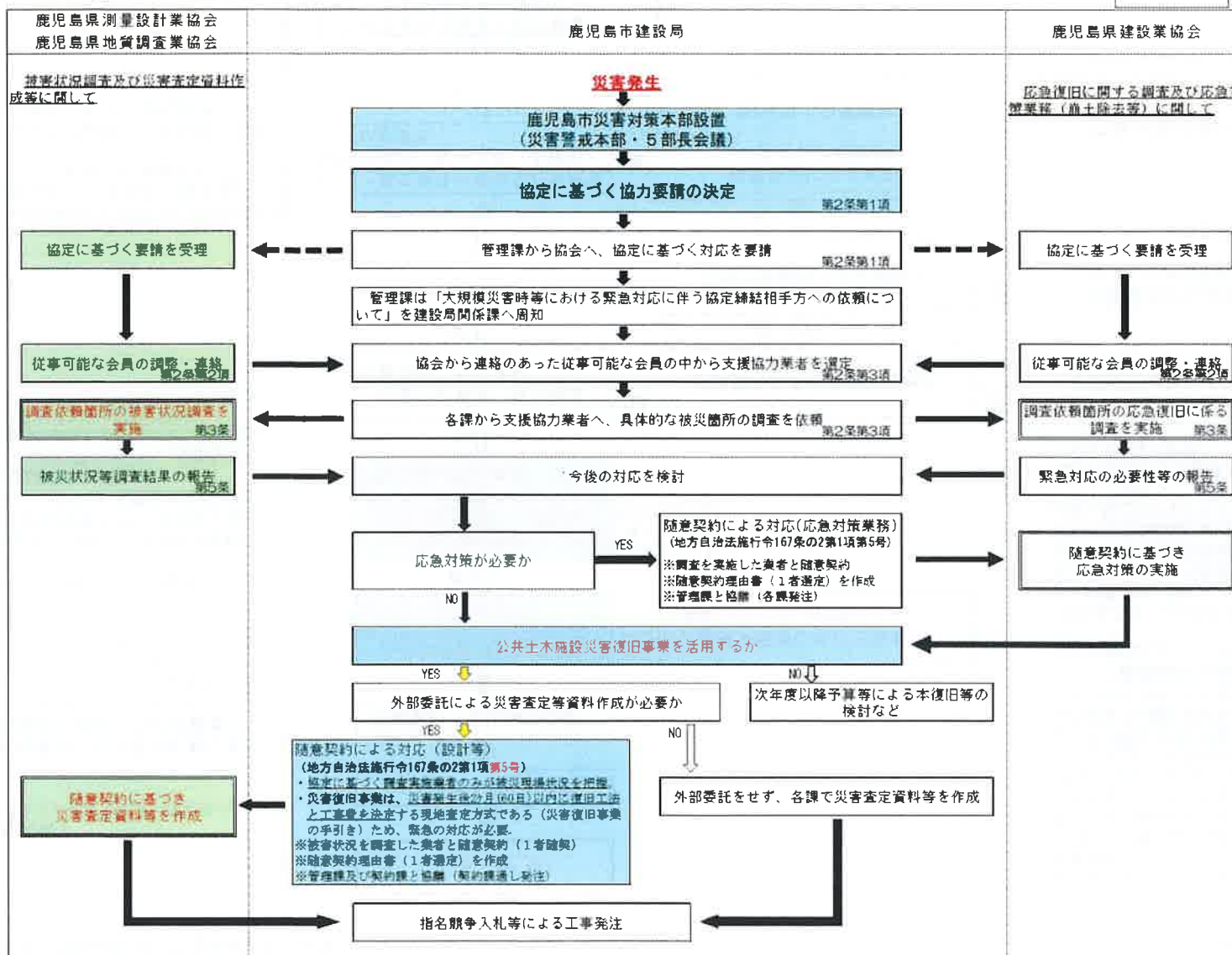
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（中略）
5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

※大規模災害時における協定に基づく対応フロー図

別紙2



5. これからの取組について

鹿児島市・県測量設計業協会の意見交換会

(協 会)

担い手にとって魅力ある業界を構築するために、働き方改革を推進しワークライフバランスを実現することが求められています。**ウィークリースタンスの実施等により就労環境改善**に協力を頂きたい。

(鹿児島市)

業務委託の発注にあたっては、県制定の設計業務等標準積算基準書に基づき適正な履行期間の確保に努めると共に、受発注者間で調整を行いながら計画的な業務の履行となるよう今後とも働きやすい環境の整備に努めてまいりたい。

(協 会)

事業特性や地域事情を踏まえた適切な工期を確保すると共に、**早期発注、繰越制度、ゼロ債務負担行為の設定を活用し、引続き納期を平準化**して頂きたい。

(鹿児島市)

県制定の設計業務等標準積算基準書に基づき、適正な履行期間の確保に努めることとしている。また、単独費による早期発注及び社会資本整備総合交付金によるゼロ債務負担行為の活用に努めるなど、引続き平準化に向けた取組を行うこととしている。

(協 会)

若手技術者・女性技術者を定着させ、**育成させるための環境整備**を支援して頂きたい。

(鹿児島市)

建設業・建設関連業においては将来にわたる中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっており、これに関するP R活動や週休2日などの環境整備に引続き協力してまいりたい。

これからの取組

- ◆ 担い手の高齢化や団塊世代の方々の大量退職による担い手不足がさらに加速することが明らかとなっている。
- ◆ 鹿児島市勤労者労働基本調査等において、建設関連業の約7割にあたる方々が現場では人手不足と回答している。
- ◆ 市民生活を支える都市基盤施設の品質管理やメンテナンスのほか、災害への対応など、建設業・関連業に携わる地域の守り手の活躍は必須である。
- ◆ 鹿児島市では、引続き国等の情報収集に努めると共に、協会との意見交換等を踏まえながら労働環境の改善などに取組み、中長期的な担い手の確保・育成に取り組む。

